

- 4 -
事例写真

■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼H-1



▼W-1



▼W-2



▼W-3



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼U-1



▼U-2



▼U-3



▼U-4



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼U-5



▼U-6



▼M-1



▼M-2



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼M-3



▼M-4



▼M-5



▼M-6



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼N-1



▼N-2



▼N-3



▼N-4



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼N-5



▼N-6



▼Z-1



▼S-1



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼S-2



▼S-3



▼S-4



▼S-5



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼S-6



▼S-7



▼N-7



▼N-8



■ 4-1 地区内の歴史的な建造物（景観上重要な建造物）

▼N-9



▼N-10



▼N-11



■ 4-2 格子戸等の建具や出格子等, 通りの品格と賑わいを創出するしつらえ

▼M-5



▼N-1 1



▼N-2



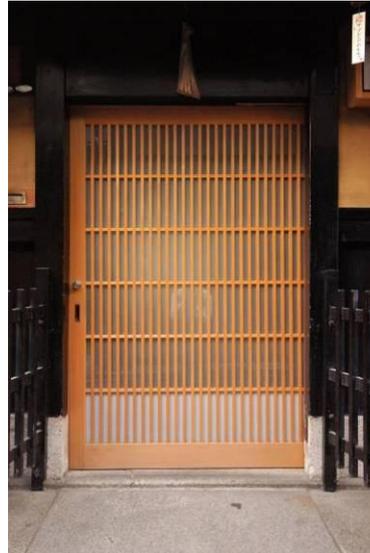
▼U-4



▼M-6



▼N-3



▼N-7



▼N-9



▼N-10



■ 4-2 格子戸等の建具や出格子等, 通りの品格と賑わいを創出するしつらえ

▼W-3



▼U-1



▼N-4



▼N-4



▼N-3



▼N-5



▼U-5

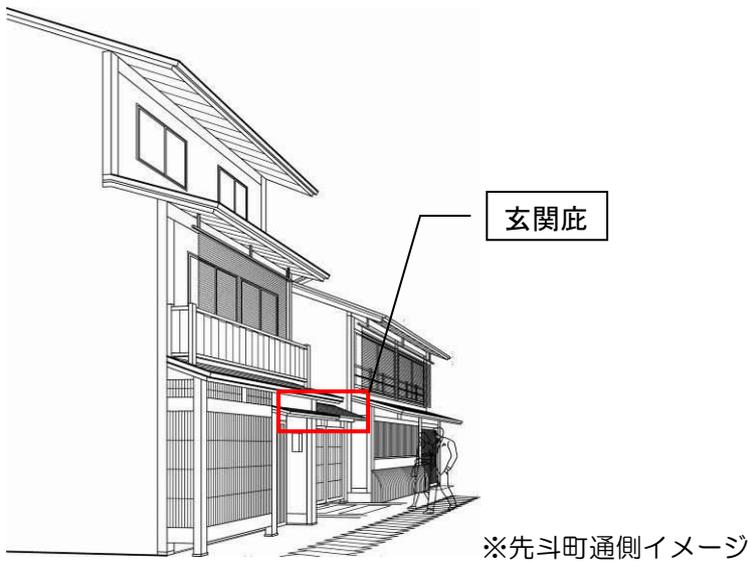


▼N-10



▼N-8





玄関庇

「玄関庇」を持つ事例

- H-1/W-3/U-1
- U-2/U-4/U-5
- U-6/M-1/M-2
- N-1/N-4/N-5
- N-6/Z-1/S-4
- S-7/N-8/N-9
- N-10

▼N-8



▼N-10



▼N-1



▼N-4



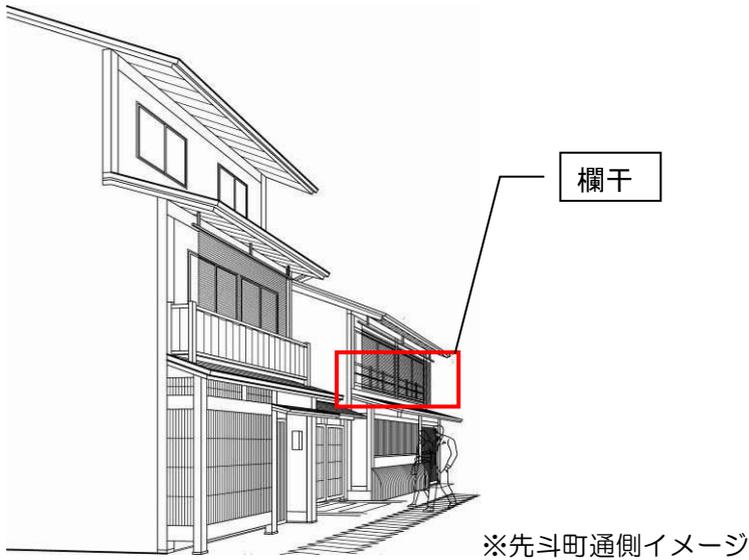
▼S-4



▼U-5



欄干



「欄干」を持つ事例
 W-2/U-5/M-2
 M-6/N-1/N-2
 N-3/Z-1/S-2
 S-3/S-5/N-7

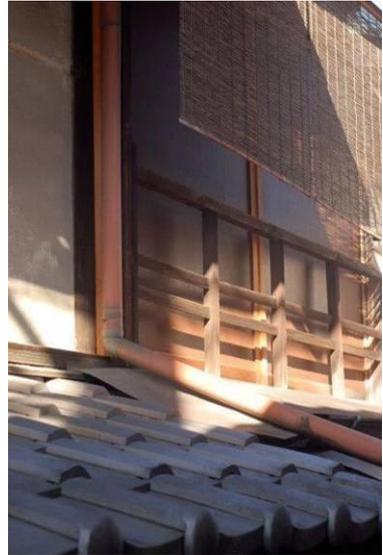
▼N-7



▼N-8



▼N-8



▼U-5



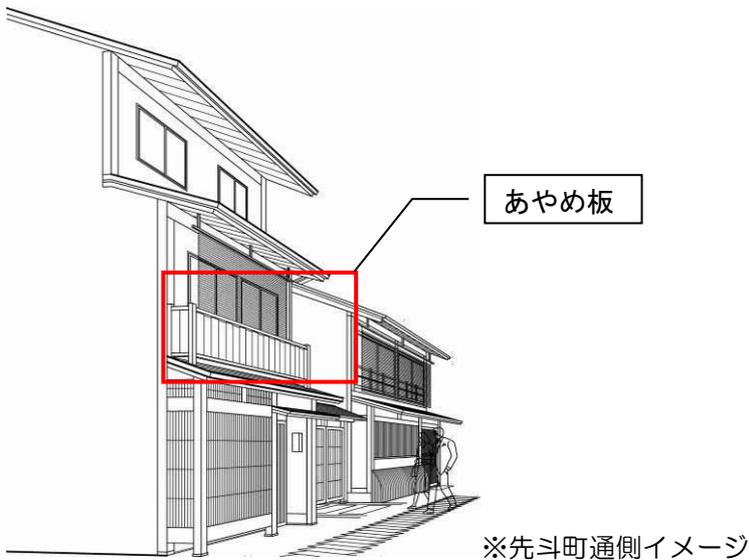
▼N-2



▼N-3



■ 4-3 地区の特色ある意匠



あやめ板

「あやめ板」を持つ事例
W-3/U-2/U-4
M-2/N-1/N-2
S-4/N-10

▼M-2



▼U-6



▼N-1



▼W-3



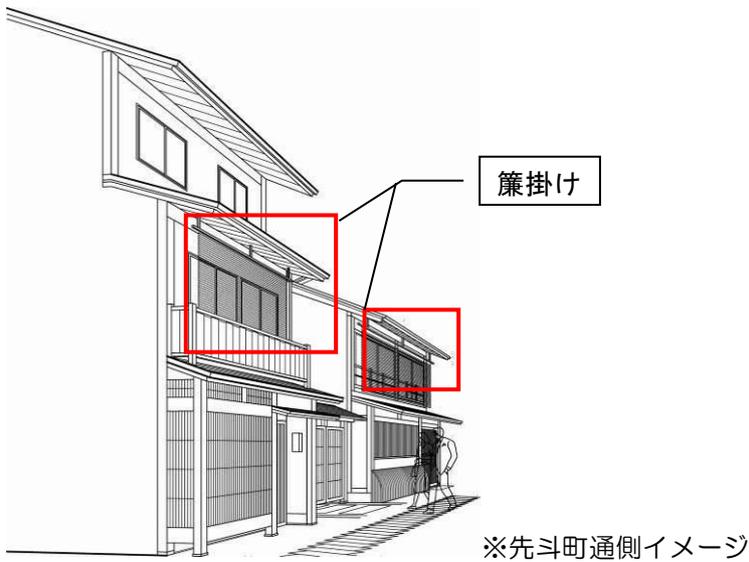
▼S-4



▼N-2



■ 4-3 地区の特色ある意匠



簾掛け

「簾掛け」を持つ事例

- H-1 / W-1 / W-3
- U-1 / U-2 / U-4
- U-5 / U-6 / M-2
- M-4 / M-5 / M-6
- N-1 / N-2 / N-3
- N-5 / Z-1 / S-2
- S-3 / S-4 / S-5
- S-6 / N-7 / N-8
- N-9 / N-10
- N-11

▼S-6



▼M-4



▼N-8



▼N-1



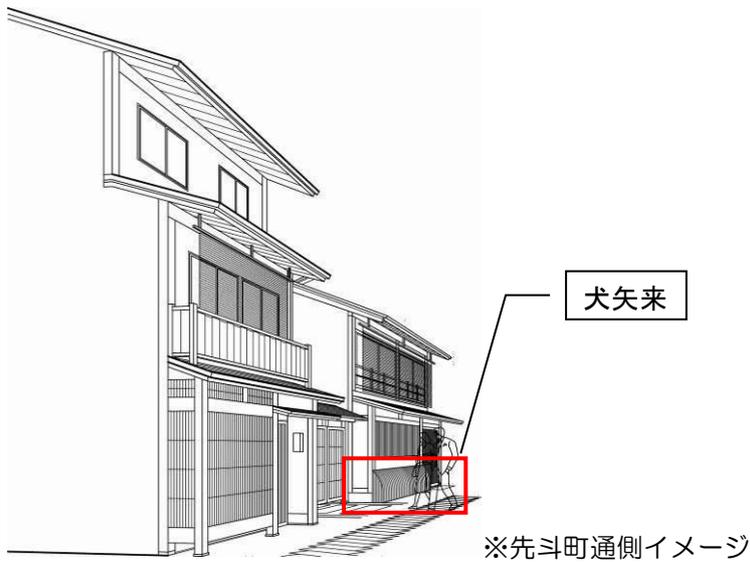
▼N-11



▼S-3



■ 4-3 地区の特色ある意匠



犬矢来や
駒寄

「犬矢来や駒寄」を持つ事例
 W-1/W-2/U-2
 U-5/M-2/M-5
 M-6/N-1/N-2
 N-3/N-4/N-5
 S-4/S-7/N-9
 N-10

▼W-1



▼M-6



▼N-10



▼N-2



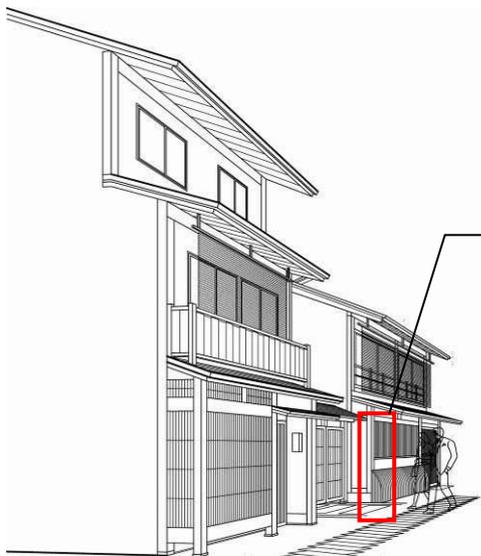
▼W-2



▼S-4



■ 4-3 地区の特色ある意匠



建築本体への丸太材の使用

※先斗町通側イメージ

建築本体への丸太材の使用

「建築本体への丸太材の使用」を持つ事例

- H-1 / U-2 / U-6
- M-1 / M-2 / M-4
- M-5 / N-1 / Z-1
- S-1 / S-4 / S-7
- N-8

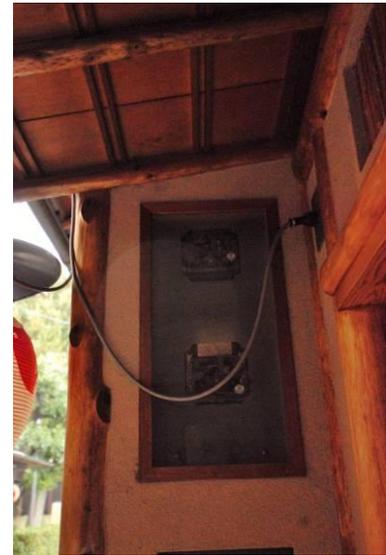
▼U-2



▼U-2



▼U-2



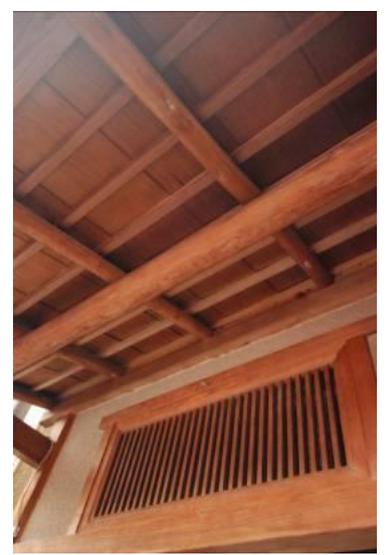
▼M-1

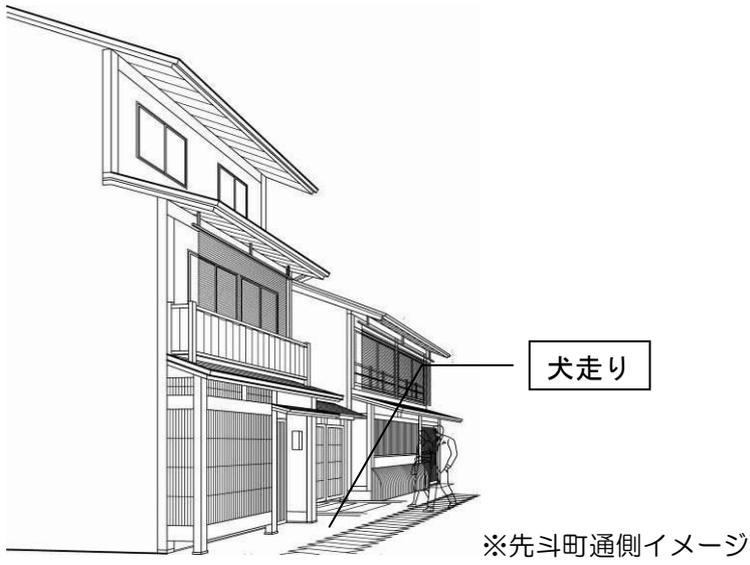


▼U-6



▼N-8





犬走り

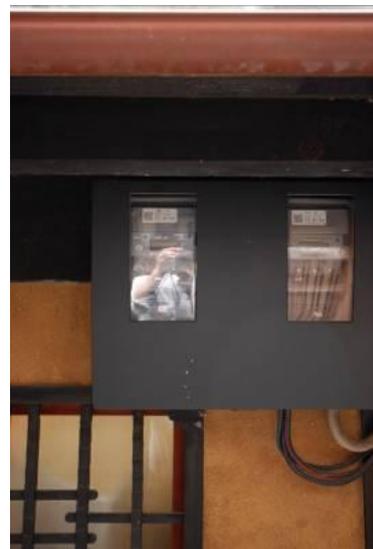


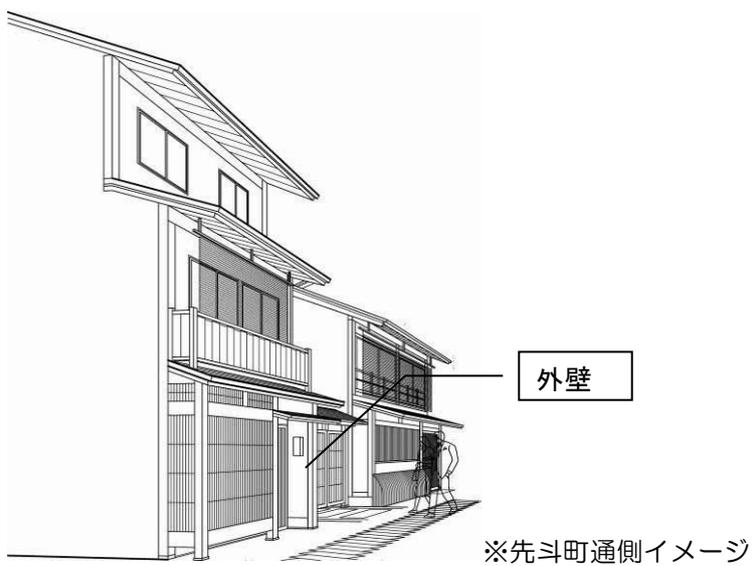


※先斗町通側イメージ

目隠し

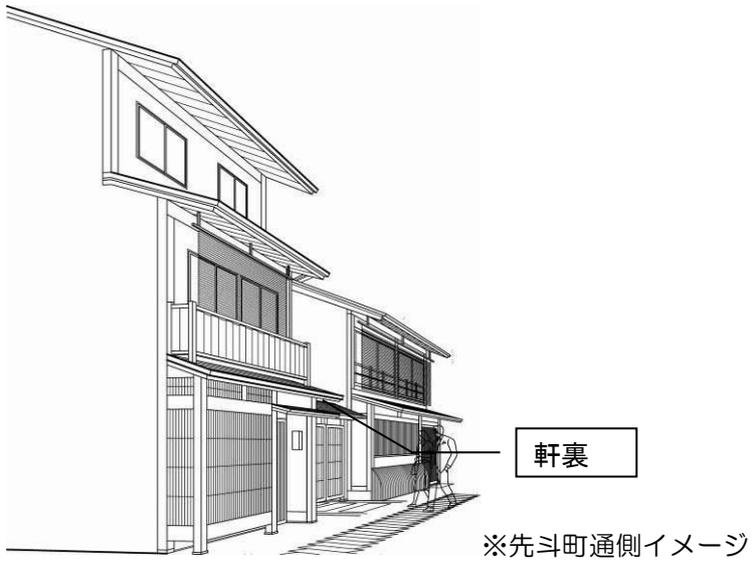
※公共の用に供する空地に面して、室外機等の設備機器を設ける場合は、機器の前に格子等を設置し、建築物の本体と調和するように配慮する



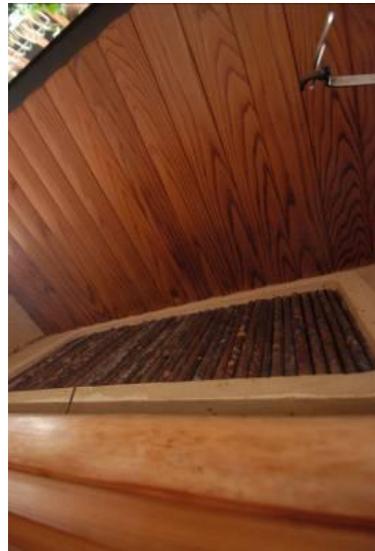


外壁





軒裏



あとがき

先斗町まちづくり協議会理事
すきやき いろは 植南 草一郎

私たちのまち、先斗町が今回「界わい景観整備地区」に指定されることになりました。「景観整備」と聞くと難しそうな印象だったり「なにか面倒な規制が増えた」との印象もあるかもしれませんが、でも、今回の地区指定は私たちがこれからも末永く安心してこのまちで営みを続けていくために必要なことだと思っています。

それぞれの建物の外観は、通りやまちの内観、つまりインテリアになります。なので同じ地域内にあるお店の外観は他のお店にも影響を与えることとなります。つまり、多くの人が何かの魅力を感じてこのまちを訪れてくれますが、そんな魅力があるからこそ私たちも営みを続けられる訳で、それが様変わりしてしまえば商売にも大きな影響が生じてしまう、ということなのです。

でも、だからといって、古いものをそのまま残して一切変更を加えないというのも少し窮屈です。例えば、人間の身体を構成する細胞は常に新陳代謝を繰り返して、数年ですべての細胞が一新するそうですが、だからといって10年後の私は全く別人という訳ではありません。そんなふうに、たとえ部分部分は少しずつ更新されていって、やがて何十年後には大半が新しい別物になっていても、全体としてのまちの魅力に変わりがなければ、お互いに迷惑を掛けることもないでしょう。

先斗町の町もそうありたいと思っています。古い様式を厳格に残すのみではなく、それぞれの時代に応じた新しいスタイルを少しずつ取り入れて発展するまちでありたい。お茶屋さんが減少して飲食店が増えてきたとは言え、以前の風情を上手く残しながら先斗町らしさを継承し少しずつ進化していきたい。でもだからといって急に全く新しくなってしまうのはいけない。

そのあたり、どこまでの新しさを許容しつつ進化していくべきか、その幅についてはまだこれから議論が必要だと思っています。まちとの関わり方や世代などによっても考え方は異なることでしょうから。ただ、少なくともこれだけは継承していかないといけない、そうでないと、先斗町が先斗町でなくなってしまう、そんな必要最小限度の、みんなの共通の想いを具体的に記述したのが今回の規定だと私自身は考えています。これまで、なんとなくみんなが意識しながらも具体的なカタチになっていなかったものを京都市の制度を活用して明確にただけです。だからこの制度によって、なにかが大きく変化する、そんなものでもないと思っています。この最小限のルールを出発点として、これからも引き続き「先斗町らしさ」について想いを巡らし、みなさんと共に語り合っていきたいと思っています。

◆特別寄稿◆

京都工芸繊維大学名誉教授 日向 進

先斗町が8地区目の「界わい景観整備地区」に指定された。自主的なルール（「先斗町式目」）を定めて、よりよい界わい景観（町並み）をつくるために大汗をかいてこられた先斗町まちづくり協議会をはじめ、先斗町のみなさん、本当によかったですね！でも、これからが本番である。

このデザイン集は、景観の特性を活かしたまちづくりを進めるうえで、それらを補強したり再生したりするための拠り所となる、玄関戸や出格子、「あやめ板」など、「まとまりのある景観地区」の特性をつくり出している表構えの意匠や形式、素材などが網羅されている。そこで、たとえば格子戸の意匠をみると、一つずつがどれも違っている。それぞれ個性がある。けれど自己主張は抑制されている。このバランスが肝心なのだと思う。

「ばらばらでひとつ」とは市内のお寺でみかけた標語（？）である。この標語、町並みというものについて言い得て妙というか、核心をみごとについている。

なりわい、建てられた時期、敷地の形状など、どれもが「ばらばら」な建物が集まって「ひとつ」の町並みがつくられてきた。これからもそれは変わらない。

現在に続く京都の家並みが完成されつつあった江戸時代初め、上京・清和院町では家を建てるときには「上下（南北両隣り）むかふ（向かい）を見合せ、町並み能（よき）様二」しようという「町中定」（式目）をつくっていた。

先斗町のみなさん、「ばらばらでひとつ」のまちづくりに向けて、さらなる精進を。

【お問合せ先】

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL (075) 222-3474 / FAX (075) 222-0461

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

